

最新の情報はホームページをご覧ください。
二次元コードから詳しい情報が見られます。

伊賀市役所 本庁舎 12月のアート情報

本庁舎で下記の展示を行っています

◆4階市民ミニギャラリー

○森の絵画クラブ「森林テラス」作品展

◆1階玄関横

○伊賀市寄贈作品展
絵画「白鳳城に龍」
音間 光太郎



○いけばな（伊賀華道協会）

※都合により展示物が変わる場合があります。

※観覧時間は市役所の開庁時間に準じます。

市民ミニギャラリー展示作品募集中

【問い合わせ】

美術博物館建設準備室
☎ 41-0400
FAX 22-9694



伊賀警察署だより



年末年始の犯罪・交通事故に 注意しましょう！

例年、年末年始は、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアを狙った強盗や、駐車車両に対する車上ねらい・留守宅を狙った空き巣などの犯罪が多く発生する傾向にあります。

犯罪被害を未然に防ぐために、日頃から防犯意識を強く持ち、次のことに注意しましょう。

- 多額の現金は持ち歩かない。
- 車から離れるときは必ず施錠する。
- 車内にかばんなどを放置しない。
- 家を留守にする際は、確実に施錠を行い、必要に応じ防犯グッズを活用する。

また、年末年始は慌ただしく、帰省する車や初詣客の車など、普段よりも交通量が増えるため、交通事故の多発が懸念されます。

時間に余裕を持ち、安全運転・防衛運転を心掛けてください。

【問い合わせ】

○伊賀警察署 ☎ 21-0110
○名張警察署 ☎ 62-0110

自衛官等募集事務に係る除外申出



市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官・自衛官候補生の募集のために必要な情報として、募集の対象となる人の住所・氏名を提供しています。自衛隊への情報提供を希望しない場合は、自衛隊へ提供する情報から除外しますのでお申し出ください。

【対象者】 市内に住民登録があり、令和6年度に17歳または21歳になる日本国籍の人

【申出期限】 1月31日(金)

【申出方法】

必要書類を持参または郵送で下記まで。必要書類など詳しくは市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

【申出先・問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 22-9672

伊賀市人権学習企業等 連絡会新規会員募集



市内に事業所のある企業や団体などで構成する「伊賀市人権学習企業等連絡会（人企連）」は、あらゆる差別の撤廃と、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目的に活動しています。人企連の活動を通じてともに学び、高め合う仲間を募集します。

【実施事業】

経営者、人事担当者、新入社員などを対象とした研修会や学習会など
※年会費など詳しくは市ホームページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市人権学習企業等連絡会事務局（商工労働課内）
☎ 22-9669 FAX 22-9695

「広報いが」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

償却資産申告書を 提出してください



償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が、事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。例えば、10kW以上の太陽光発電設備は、償却資産に該当し固定資産税の課税対象となるため、収益の有無に関係なく申告が必要です。

対象者には12月中旬に申告書を発送しますので、忘れずに提出してください。

【対象者】 市内で事業を行っているすべての法人・個人

【課税対象】

○構築物…アパートの駐輪場など

○機械・装置…太陽光発電設備など

○車両・運搬具

※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。

○工具・器具・備品

【提出方法】

申告書に必要事項を記入の上、下記まで。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※便利な電子申告（eLTAX）もご利用いただけます。

※申告書が届かない場合はご連絡ください。

※申告書は市ホームページからもダウンロードできます。

【提出期限】 1月31日(金)

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。

【提出先・問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618

＼20ページの答え／

③上野小玉町

上野小玉町では、寛延4年（1751）以来七福神を伝承しています。伝承では、小玉町に住んだ画家・高井友月（服部屋五兵衛）が七福神の面を製作したとされます。現在は、上野天神祭には不定期の出練となっています。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

建築物を適正に 維持管理しましょう



建築基準法では、建築物（門・塀・設備を含む。）は、所有者などが維持管理することが定められています。建築物は、老朽化により本来の機能や性能が低下し、放置すると思わぬ事故や災害につながる可能性があります。コンクリートブロックで造られた塀も、地震などで倒壊しないよう安全点検をし、日ごろから適切に維持管理しましょう。

【問い合わせ】 建築課

☎ 22-9732 FAX 22-9734

考えよう！環境のこと ～J-クレジット制度をご存じですか？～

J-クレジット制度とは、事業所などが生み出した二酸化炭素排出削減量を、環境価値（クレジット）として他の事業者が購入し、自らの二酸化炭素排出削減量とすることができる制度です。

世界的な課題となっている地球温暖化への対応として、日本でも二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減目標を定め、その達成に向けた取り組みを進めています。J-クレジット制度は、二酸化炭素排出量削減の取り組みが可能な事業者は、削減量という環境価値を経済価値に変えて利益を得られ、削減が難しい事業者は削減量を購入することで目標達成が図れるという双方に有益な制度であり、地球温暖化対策のために事業の縮減などを行うのではなく、むしろ地域経済の活性化を図りながら環境対策を進めるための仕組みともなっています。

伊賀市は4月15日(月)に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、民間事業者、行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざすことを表明しています。今後は、J-クレジット制度をはじめとした環境価値に関する事業を地域の先頭に立って推進し、市民の皆さんや民間事業者とともに二酸化炭素排出量の削減と地域経済の活性化に向けて取り組んでいきます。

【問い合わせ】 生活環境課

☎ 22-9624 FAX 22-9641



12月は明るい選挙 推進強調月間です



◆～寄附禁止～正しく守って明るい選挙

政治家が祝儀や香典を渡すことは寄附行為とされ、法律で禁止されています。そのため、伊賀市明るい選挙推進協議会では「三ない運動」の推進に取り組んでいます。

「三ない」とは「政治家は有権者に寄附を贈らない」、「有権者は政治家に寄附を求めない」、「政治家から有権者への寄附は受け取らない」ということです。

明るい選挙の実現のために、政治家はもちろん、私たち一人ひとりも認識を高めましょう。

◆禁止されている寄附行為の例

○町内会の集会や旅行、地域の行事などへ、寸志や飲食物の差し入れをする。

○入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る。

○花輪や供花を贈る。

【問い合わせ】

伊賀市明るい選挙推進協議会（総務課内）

☎ 22-9601 FAX 22-9672

廃止代替バス運賃改定



三重交通営業路線バスの運賃改定に伴い、廃止代替バス（友生線、諏訪・予野線、西山・島ヶ原線、柘植線、月瀬線）の運賃を改定します。

これまで、廃止代替バスの運行経費を抑えるため、業務の効率化を図るなどしてきましたが、利用者の減少が進み、収支が厳しい状況にあります。ご理解をお願いします。

【改定日】 12月16日(月)

【改定内容】

- 普通運賃：平均6.2%値上げ
- 通勤定期運賃：平均6.0%値上げ
- 通学定期運賃：平均9.0%値上げ

（例）上野市駅～
DMG MORI アリーナ前
（改定前）410円→
（改定後）440円

【問い合わせ】 交通戦略課

☎ 22-9663 FAX 22-9694

伊賀市若者会議 新規メンバー随時募集中！



市では、地域の担い手育成やシビックプライドの醸成のため「伊賀市若者会議」を設置し、より良い伊賀を創る意識と実行力を持った若者（IGABITO）の発掘・育成に取り組んでいます。

伊賀市若者会議は令和6年4月から第4期の活動が始まりました。市では、伊賀市若者会議の一員として共に活動する若者を随時募集しています。一緒に伊賀市を活気のあるまちにしていきたいしましょう！

【応募要件】

令和6年3月31日時点で18歳以上35歳以下で、市内在住・在勤・在学・伊賀市にゆかりのある人（高校生を除く。）

【任期（活動期間）】

令和8年3月まで

【申込方法】

申込フォーム

申込フォーム

【問い合わせ】 地域創生課

☎ 22-9623 FAX 22-9672

コミュニティ助成事業



（一助）自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、消防団に充電式投光器1式を配備しました。

この助成事業は、宝くじの受託事業収入を財源に、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域のコミュニティ活動の充実・強化などを通じて、社会貢献のために実施される事業です。



【問い合わせ】 地域防災課

☎ 24-9115 FAX 24-9111